

## (4) 学校的保健・安全

### ① 在学校里感觉到身体不适时怎么办？受伤了怎么办？

受轻伤或者身体感觉不舒适时，去学校的保健室。让保健室的保健医生作应急的处置。可以在保健室里休息。



### ② 「健康诊断」都作哪些项目？

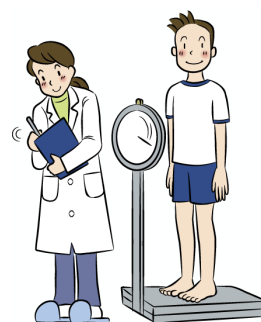
4 月份，邀请医生来学校对学生们作免费健康检查。检查项目有身体，眼，耳，鼻，牙科。（内科检查・眼科检查・耳鼻科检查・牙科检查）。也作免费的心脏检查…在学校里作心电图检查。

（小学 1 年级・4 年级，中学仅仅 1 年级）

※内科检查和心脏检查时，有时要把衣服（上身）脱掉。

※检查前，事前要把健康检查调查表发给大家。在家里填写好，让孩子带到学校。

※如果从健康检查结果中发现异常的情况下，学校会通知家长，请尽快去医院请医生检查。



### ③ 「身体测量」都作哪些项目？

每年 4 月份，测定体重，身高，坐高，视力，听力。有时，每年可能会测量几次体重和身高。

### ④ 是否还有其它健康管理的检查吗？

有下面的检查项目。全是免费检查。

- 寄生虫检查………检查肛门是否有寄生虫。在家里检查，提交给学校。  
（需用两天时间，到小学三年级为止）
- 尿 检 查………在家里取早上的尿样，提交给学校。  
检查身体是否有异常。
- X 光 检 查………在学校里对肺作 X 光检查。  
预防结核病。

### ⑤ 如果受伤，日后会返还费用吗？

在学校上课和课间休息时由于事故而受伤，小孩去医院看病所花的费用，以后会退还回来。

※ 但是，看病所花费用没有超过 5000 日元时，不属于退还对象。

※ 关于退还手续，学校有表格 A（右边的表格 A）。拿着学校给的表格去看病的医院，让医院按格式填表后，交给学校。

表格 A (右为学校用返付金の支払請求書)

別紙3(1)		医療等の状況		学校(保育所)記入欄		
				立	学校	
				平成	年 月 日	
○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使われるものです。	被災児童等 生徒等	氏名		男	昭和	
				女	平成	
						年 月 日 生
	傷病名	(1)				
		(2)				
		(3)				
	診療開始日	(1) 平成	年 月 日	診療実日数	日	転 場
		(2) 平成	年 月 日		治	死
		(3) 平成	年 月 日		ゆ	亡
						中 止
診療請求 点数	外来に係る療養		入院に係る療養			
	日数	点	日数	点	点	
	十 万	万 千 百 十 一	十 万	万 千 百 十 一	点	
			日間			
			入院に係る 食事療養標準 負担額	日額	円	
上記のとおりです。						
平成 年 月 日						
医療機関所在地及び名称						
氏 名						
印						
※ 決 定	外来に係る療養分		10円×	点× $\frac{4}{10}$ =	円	
	入院に係る療養分		10円×	点× $\frac{4}{10}$ =	円	
	入院に係る食事療養標準負担額				円	
合 計					円	

⑥是否有完全治愈之前不能去上学的病吗？

- 如果患有下面可能传染的疾病的话，在没有拿到医生的「登校许可书」之前。不能去上学校。在这种情况下，不算学校的「欠席」。（称为「停止」）

流感	百日咳	麻疹	流行性腮腺炎
风疹	水痘	咽喉结膜热	结核等

表格 B（「出席停止的通知」「登校许可书」）

※治愈后，把学校发给的右边表格 B「登校许可书」交给医生，让医生填写后交给学校。

(A-様式1) 平成 年 月 日  
 保護者様  
 年 組 氏名 \_\_\_\_\_  
 学校(園)長名 \_\_\_\_\_

**学校伝染病による出席停止のお知らせ**

お子様は、下記の疾病（○印）にかかっているか、またはその疑いがあります。つきましては、学校保健法第12条の規定により、出席停止をしてください。なお、病気が治りましたら、下の登校（園）許可証明書に医師に記入してもらい、学級担任へご提出ください。

記

種	○印	伝 染 病 名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない)
1		病名 ( )	治癒するまで。
2		インフルエンザ	解熱した後2日を経過するまで。
		百日咳	特有の咳(せき)が消失するまで。
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで。
		風疹	発疹が消失するまで。
		水痘(水疱瘡)	すべての発疹が痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
3		結核	症状により医師が伝染のおそれがないとみとめるまで。
		コレラ	症状により医師が伝染のおそれがないとみとめるまで。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎		
	その他の伝染病 ( )		

※ 学校保健法12条には、「校長は、伝染病にかかっているか、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童、生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

**登校（園）許可証明書**

学校(園)長 様 \_\_\_\_\_  
 年 組 氏名 \_\_\_\_\_  
 (保護者記入)

1 病名を記入または、○で囲んでください。

第一種	病名 ( )
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病 ( )

2 停止期間 月 日から 月 日まで

上記の者の病気は伝染する恐れがなくなりましたので、登校(園)しても差し支えないものと認めます。

平成 年 月 日

医師名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
 (19.4.12)

